

千葉市公告第1012号

千葉市下水道指定排水設備工事業者の業務を次のとおり停止したので、千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第19条第2号の規定により公告します。

令和5年12月13日

千葉市長 神谷 俊一

1 業務停止排水設備工事業者

名 称	所 在 地	代 表 者
有限会社 秋元住設	千葉市若葉区大宮町 2352 番地の 2	秋元 康宏
株式会社 国分	千葉県船橋市高根町 2881-2	加藤 敬之
株式会社 桜木設備	千葉市稲毛区園生町 247 番地	菅沼 恭子

2 業務停止日

令和5年12月13日（停止期間30日間）

3 停止理由

千葉市下水道条例第5条第1項の規定による工事の確認を受けずに施工したため。